

# 令和6年第1回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和6年3月8日 午前9時30分開議

議 長	おはようございます。 ただいまから、令和6年第1回川本町議会定例会を開会します。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
々	それでは、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお配りしているとおりです。
々	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長におきまして3番圓山議員、4番本山議員を指名します。
々	日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。
々	本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。その結果につきましては、お手元の「審議予定表(案)」のとおり、本日8日から14日までの7日間とし、本日は諸般の報告、町長施政方針、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑を行います。質疑は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の当初予算の議案を除く全議案であります。 なお、日程第28「議案第32号」については、質疑に引き続き討論、採決までを行います。
々	次に、「日程第30」にて、皆さんにお諮りをして、予算特別委員会を設置し、これに調査並びに審査を付託する予定としております。審査予定は、8日、11日、12日の3日間としております。 本日は、本会議終了後、引き続き全員協議会を開催し、終了後、議会運営委員会を開催し、その終了後、予算特別委員会を開催する予定としております。 13日は、午前9時30分から一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。 最終日の14日は、午後3時00分から本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決となります。
々	以上、この審議予定表(案)のとおり決定することに、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日8日から14日までの7日間とすることに決定しました。
- 々 お諮りいたします。本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。  
議長としての報告事項は、お手元の「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧ください。
- 々 以上で、「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4、「町長施政方針」を行います。番外野坂町長。
- 番外野坂町長 おはようございます。  
令和6年第1回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。定例議会開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、町長として2期目の町政に臨む私の基本的な考え方を申し上げ、町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。
- 々 はじめに、今後の「町政運営に臨む私の決意」を申し述べます。  
最大かつ喫緊の課題でありながら、道半ばにある人口減少対策に向けて、ハード面の課題は、令和6年度中に策定する「立地適正化計画」に盛り込み、ソフト面の課題は、「女子野球で繋がるプロジェクト」を中心として盛り込むことにより、これらを融合させながら、横断的かつ重層的に取り組んでまいります。組織の潜在力を引き出しながら、現場主義に徹し、経営感覚を伴って行財政運営にあたることにより、町議会、関係団体、町民の皆様とともに、総力をあげて推進してまいります。
- 々 次に、「立地適正化計画の策定」について申し上げます。  
今年度の検討委員会では、現状や課題の共有から、区域設定の基本的考え方に関し、委員の皆様からのご意見を集約するとともに、都市計画審議会へも進捗状況を報告したところです。令和6年度は、全世帯を対象に実施したアンケート調査結果を踏まえ、区域設定や防災指針等の骨子を固めるなどして、計画を策定してまいります。官民が一体となって、居住機能

番外  
野坂町長

や医療・福祉・商業などの様々な生活機能と、地域公共交通網をネットワーク化させることで、次世代につながるまちづくり、言うなれば「コンパクトタウンかわもと」を目指してまいります。

々

次に、「治水対策」について申し上げます。

江の川下流域における、国による緊急対策特定区間の重点地区に、瀬尻・久料谷、谷地区が位置づけられ、また、国・県・市町による「治水とまちづくり連携計画」、及び県による「江の川水系下流支川域河川整備計画」において、「矢谷川」の整備も盛り込まれた上で、両地区とも、概ね10年を事業期間として、土地利用一体型水防災事業による宅地嵩上げが進められております。このうち、瀬尻・久料谷地区は、既に国事業として、昨年11月に、国道261号の迂回路設置工事が着手され、令和8年度の完成に向けて、必要となる工事進捗が図られるよう要望しております。また、町施工部分につきましては、事業範囲内の用地補償を行います。谷地区につきましては、国事業として、今年度に引き続き、構造物の詳細設計等が行われるよう要望しております。県事業としては、先行整備エリアにおける用地補償や迂回路設置工事、盛土工事が行われるよう要望しており、町の事業として、用地補償や町有物件の解体工事を行います。今後も、事業が円滑に進むよう、地元の治水事業推進協議会の皆様と連携するとともに、国・県に対して早期完成を働きかけてまいります。また、現在策定中の「立地適正化計画」による、具体的なまちづくりイメージも伴って、川本堤防の完成堤防化を一層強く働きかけるとともに、まずは必要となる、堤防断面の確保の早期着手を要望してまいります。さらに、近年の気候変動に伴う降雨量の増大の影響を受けての、因原・尾原地区の内水排除対策、加えて日向地区の対策につきましても、早期事業化が呼び込めるよう、継続して強く要望してまいります。

々

次に、「デジタル化の推進」について申し上げます。

令和4年度に策定した「デジタル化推進計画」に掲げた「町民サービスの向上」「庁内業務の効率化」「職員の人材育成」の3つの柱のもと、行政手続のオンライン化や窓口のデジタル化などを進める、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に併せて、地域社会のデジタル化、デジタルディバイド対策に取り組んでまいります。

また、令和5年9月の閣議決定「地方公共団体情報システム標準化基本方針」で示された方針「基幹業務システムを、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行する」に基づき、邑智郡総合事務組合と共同で、標準化・共通化に取り組んでまいります。

々

次に、「医療・介護・福祉サービスの強化」について申し上げます。

番外  
野坂町長

社会医療法人仁寿会・加藤病院による「地域総合ヘルスケアステーションかわもと施設群」の新築移転整備につきましては、現在、施工業者の選定等に向けて、様々な観点からの精査を継続している段階にある、と伺っております。

重点プロジェクトに掲げた、このサービス強化の基盤ともなるこのたびの整備が、早期に完成するよう支援するとともに、本町ならではの地域包括ケアシステムを構築してまいります。

々

次に、「女子野球で繋がるプロジェクト」について申し上げます。

新しい人の流れづくりを推進するため、地域おこし協力隊制度を活用して「女子硬式野球クラブ」を創設してまいります。監督や選手は、野球に打ち込みながら、関係団体等と連携し地域活性化にも貢献いただくことで、これまで「交流のまち」として培われてきた歴史や風土を礎に、本町ならではの地域創生を目指します。令和6年度は、選手の練習拠点となる川本西グラウンドの改修整備と監督・選手の募集を行い、令和7年4月のチーム始動に向けて、準備を進めてまいります。

々

次に、「広島広域都市圏への参画」について申し上げます。

この広域都市圏は、平成28年2月に広島市長が「連携中枢都市」を宣言され、現在、広島県、山口県及び島根県の3県にまたがる28市町で構成されております。少子高齢化や人口減少などの急速な変化に対応するため、参加する市町が、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築し、圏域全体で地域資源を活用する様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人を目指す、とされております。町としましては、本町と広島市、そして圏域内の市町との新たな連携が期待されることから、令和6年度から、この広域都市圏へ参画したいと考えております。

々

次に、提出いたしました「令和6年度の当初予算の概要」について申し上げます。

「第6次川本町総合計画」による、持続可能な税源涵養に資する人口減少対策として、引き続き取り組むべき事業や、「治水対策」、「デジタル化推進計画」に基づく施策、「公共施設等総合管理計画」に基づく、公共施設の長寿命化事業等について、重点的に盛り込んだところです。

一般会計の当初予算額は、50億313万5千円となり、前年度と比較すると、3億1,327万7千円、6.7%の増額となっています。

主な増額の要因は、定住促進住宅整備事業が7,334万6千円の増、因原内水排除用ポンプ増設事業が6,550万円の皆増、令和6年4月に地方公営企業法適用に移行する、簡易水道事業会計への繰出金が2,891万7

番外  
野坂町長

千円の増、女子野球で繋がる挑戦人口創出事業が、2,210万円の皆増等となっています。

また、主な減額の要因は、かわもと音戯館指定管理費が912万5千円の減等となっています。国民健康保険事業、後期高齢者医療の特別会計の総額は5億4,899万6千円で、前年度と比較すると8,718万8千円、13.7%の減額となっています。

々  
それでは、「第6次川本町総合計画」に掲げております4本の基本目標に基づき、予算に盛り込みました主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

々  
まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する施策についてであります。

々  
はじめに、「住民主体の地域づくり」について申し上げます。  
令和4年度、県と共同で各自治会を対象として実施した「地域実態調査」の結果を基に、本町に適した中山間地域対策に取り組みます。  
また、庁内でも横断的な検討の場を設け、防災・福祉・地域公共交通等において、住民主体による持続可能な運営の実現に向け、地域との伴走支援に取り組みます。

々  
次に、「地域公共交通の充実」について申し上げます。  
「地域公共交通計画」に基づき、本町に適した交通手段の実現に向けた検討を継続します。  
また、引き続き、社会医療法人仁寿会・加藤病院の新築移転整備に備え、運行事業者等を交えた協議を重ね、利用者の利便性の確保に努めます。

々  
次に、「移住・交流の推進」について申し上げます。  
アフター・コロナに移行し、対面の移住相談イベント等の来場者も、徐々に回復傾向にあることから、培ってきた経験やノウハウを活かし、自立的な運営を目指して、令和6年度から一般社団法人化される、「かわもと暮らし」と一層の連携を図り、きめ細やかに情報発信し、相談支援体制を充実します。  
また、「高校生つながり創出事業」や「女子野球で繋がるプロジェクト」等を中心とした、関係人口や滞在人口の創出に向けて、積極的に取り組んでまいります。

々  
次に、「住環境の整備」について申し上げます。  
昨年度から延期した2棟に併せて、因原地区への定住促進住宅を計4棟

番外  
野坂町長

建設するとともに、「住生活基本計画」を基に、個人住宅の建設促進、空き家の活用、民間事業者と連携した賃貸住宅の整備を図ってまいります。

々

次に、「地域福祉」について申し上げます。

1月末現在の生活保護受給者の割合は、1000分の1を1とするパーミルは8.66%（パーミル）となっており、前年同期と比較して、0.19ポイント増加し、県の保護率8.17%を上回っております。

近年、子どもに加えて女性の貧困などがクローズアップされていることから、今後も、福祉事務所を中心に、自立支援へ向けた相談窓口である社会福祉協議会などの関係機関と連携して、様々な事情により生活困窮となられた方々に寄り添いながら、セーフティネットとしての役割を果たしてまいります。

々

次に、「障がい福祉」について申し上げます。

障がいの種別や程度に関係なく福祉サービスを利用できるよう、また、自立に向けて、地域生活への移行や就労への課題に対応したサービス提供体制の整備など、谷間のない支援を進めてまいります。

々

次に、「国民健康保険」について申し上げます。

医療費の適正化に向けて、人間ドック助成や電子決済アプリ・Jコインペイを活用した、町内限定サービス「まげなポイント」の付与と連動した、各種健診受診への動機づけにより、疾病の早期発見・生活習慣病対策や、健診受診率の向上に取り組んでまいります。

未受診者の受診勧奨について、定期的に医療機関へ受診されている方からの情報提供も健診数に含まれることから、健診率向上のため、積極的な情報提供を求めてまいります。

々

次に、「高齢者福祉」について申し上げます。

今後も、サロンの運営、支え合いの仕組みづくりなど、地域住民が主体的に関りながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、中間支援組織等との連携強化も図りながら、地域包括ケアシステムを深化させてまいります。

々

次に、「子育て支援」について申し上げます。

令和6年度から努力義務とされる、市町村による子ども家庭センターの設置に向けて、現在、体制づくりを進めています。

福祉と母子保健の連携を深め、妊娠期から出産・子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援や、経済的支援を一体的に実施してまいります。

番外  
野坂町長

つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「農業と農村の振興」について申し上げます。

オペレーターが7名から8名に増え、作業の省略化が更に期待されることとなった、三原地域の3つの集落営農法人によるドローンでの共同防除を、令和6年産の水稻においても行ってまいります。

中核となる認定農業者や集落営農組織、個人農家などに対しては、経営が安定化し、作業が効率化・省力化されるよう、機械や施設の導入を支援してまいります。

また、令和6年度で、第5期対策が最終年度となる、中山間直接支払交付金事業については、次期対策に向けて、既存団体が生産活動を継続して取り組めるよう、推進してまいります。

々

次に、「担い手の確保」について申し上げます。

新規就農者に対しては、関係機関と連携しながら、継続して、経営の安定化を促進してまいります。

また、地域おこし協力隊をはじめとする、U・Iターン就農者の受け入れに向けましては、本町での営農プランや研修制度を確立し、更なる確保を目指してまいります。

今年度から、2名が農業とそれ以外を組み合わせたライフスタイルを目指して取り組んでいる、半農半X事業は、関係機関と連携し、自立に向けて支援してまいります。

々

次に、「特産品の振興」について申し上げます。

エゴマにつきましては、収量の増加や販路の拡大などを支援し、本町の特色を活かした農産物として、一層振興してまいります。

また、今年度、県農業技術センターが、国内で初めて開発に成功した、<sup>わせ</sup>早生の新品種は、収穫期を分散させることにより生産拡大が期待されることから、普及に向けて栽培を推奨してまいります。

今年度、道の駅出荷者を中心として行った、先進地視察などを踏まえ、今後も、国が進める「みどりの食糧システム戦略」に基づく、有機農業の産地づくりに取り組んでまいります。

々

次に、「有害鳥獣対策」について申し上げます。

防御・捕獲・追い払いを基本とするこれまでの取り組みを活かし、ICT捕獲檻の導入による個体数の減少につながる対策や、地域全体で取り組む体制づくりを強化するとともに、近隣自治体とも連携し、被害の減少に向けた対策を検討してまいります。

- 番外  
野坂町長
- 次に、「畜産の振興」について申し上げます。  
繁殖雌牛の更新助成や予防接種の補助などに加えて、新たに、飼養牛の購入に対して支援することにより、経営の安定化を促進してまいります
- 々
- 次に、「林業の振興」について申し上げます。  
森林環境譲与税を活用して、循環型林業の実現に向けて、所有者の負担軽減に繋がる補助や、施業の効率化のための作業道を整備してまいります。  
また、町内林業事業体による講習会や、必要な装備品の購入に関する補助を行うことにより、担い手確保を支援してまいります。
- 々
- 次に、「商工業の振興」について申し上げます。  
国や県、しまね産業振興財団など、関係機関の支援制度により、地域商業機能の維持・発展に繋がる取り組みを推進してまいります。  
また、商工会と連携し、空き店舗の活用等の課題解決に向けた取り組みを進めるとともに、事業承継に繋がる担い手確保の検討を進めてまいります。
- 々
- 次に、「商業活性化支援」について申し上げます。  
電子決済アプリ・Jコインペイを活用した町内限定ボーナス「まげなポイント」の付与機会を拡大し、更なる地域経済の活性化と利用者の拡大に取り組んでまいります。
- 々
- 次に、「観光の振興」について申し上げます。  
邑智郡内の魅力を生かした観光メニューの開発や、県外における情報発信により、広域的な連携による誘客を促進してまいります。  
また、本町の歴史、文化、自然、施設などを観光資源として、観光協会を中心に、商工会をはじめとする町内事業者とも連携することで、本町のファン獲得、交流人口の拡大に取り組んでまいります。
- 々
- 次に、「交流施設等の運営」について申し上げます。  
令和6年度から、産業振興課が所管する「かわもと音戯館」の運営に合わせ、町内施設の相互連携等による魅力向上及び利用者の拡大を図ります。  
また、町内製品の販売促進、情報発信の拠点である、道の駅インフォメーションセンターかわもとでは、町・道の駅・出荷組合が連携した、さらなる活性化を図ります。
- 々
- 次に、「誘致企業との連携」について申し上げます。  
引き続き、県と連携して、株式会社三協島根川本工場への人材確保を支援してまいります。

番外  
野坂町長

毎年寄贈していただいている、河津桜を活用した公園の整備に向けましては、株式会社三協様との協議や、子育て世帯や地元の皆様との意見交換を重ねたことにより、概ね構想が固まったことから、令和6年度は、具体的な設計に入っております。

々

次に、「雇用対策」について申し上げます。

2月14日に開催した企業ガイダンスは、一般求職者の方々や島根中央高校の生徒と、町内企業とをマッチングする機会となりました。

今後も、県の人材確保コーディネーターやハローワークとの連携を強化しながら、雇用促進イベントを開催し、求職者や高校生と企業とのマッチング機会を創出することにより、町内企業が必要とする人材確保を支援してまいります。

々

つづいて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「学校教育」について申し上げます。

小・中学校では、児童生徒の学習に対する意欲、探究心の向上を目指すとともに、基礎学力の定着に向け、「学び合い」による授業改善の取り組みを継続してまいります。

また、教職員の研修機会を創出し、指導力の向上に取り組むと同時に、個に応じた学習や生活支援を継続的に実施するための支援員を配置し、全ての子どもたちの学びを保障する、きめ細やかな学習環境づくりを進めてまいります。

々

次に、「コミュニティ・スクール」について申し上げます。

令和6年度、県内でも多くの学校が進めている「コミュニティ・スクール」を、本町においても取り組むこととし、そのために必要な「町立学校運営協議会」を設置することにより、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって、特色ある学校づくりを進めてまいります。

々

次に、「学校施設」について申し上げます。

今年度、「川本町立学校のあり方」に関する諮問に対していただいた答申を踏まえ、令和6年度は、老朽化する学校施設の建て替え等について検討いただく組織を設置いたします。

本町が目指すべき学校の姿を、保護者・地域の皆様としっかり共有した上で協議を重ね、建設基本構想や基本計画を策定してまいります。

々

次に、「魅力ある教育環境づくり」について申し上げます。

番外  
野坂町長

「自らの学び応援事業」として実施している英語、漢字、算数・数学の各検定助成事業を継続し、児童生徒が、自ら学ぶ意欲を育む環境を充実させてまいります。

また、幼少期から外国語に親しむ活動ができるよう、ALTによる保育所訪問や、学校外での外国語活動の機会を設けるなど、異文化への関心、理解を深化してまいります。

々

次に、「学校給食費の無償化」について申し上げます。

国は「骨太方針2023」において、こども・子育て政策の抜本強化に向け、多様な施策と子ども政策との連携を図るため、学校給食費の無償化に向けた課題整理等を行うことを閣議決定されております。

本町においては、こうした国の動きに先駆けて、安全で安心な学校給食の質を維持するとともに、保護者の経済的負担の軽減につながる支援策を検討してまいりました。

このたび、平成29年度から令和2年度までの間、在籍された議員の提案による、議員報酬の減額分を財源として、平成29年度に創設した、子ども・子育て支援基金などを活用して、学校給食費の全額支援に取り組むことといたしました。

乳幼児等医療費、保育料に加えての学校給食費の無償化により、県内でも先駆的となる、少子化対策・子育て支援施策パッケージが実現し、本町喫緊の課題である、人口減少カーブの抑制に、少なからず寄与していくものと考えております。

々

次に、「ふるさと人づくり事業」について申し上げます。

子どもたち一人ひとりが、地域に愛着を持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生きる力」を育むとともに、公民館活動とも連携し、幅広い世代の人々が、多様な学習機会をとおして地域の課題について理解を深め、つながりながら、地域を担う人づくりを推進してまいります。

々

次に、「人権・同和教育の推進」について申し上げます。

多様化する課題に向き合い、一人ひとりの人権が尊重される、差別のない明るいまちづくりを目指し、学校や公民館活動等における研修機会の充実に取り組むとともに、事業所や民間団体にも働きかけ、啓発活動を推進してまいります。

々

次に、「読書活動の推進」について申し上げます。

子どもの創造力や豊かな心を育み、読書を通じて必要な知識と力を培うために、読書機会の拡充と環境整備、そして、子どもの読書を支える人材

番外  
野坂町長

育成を柱として、取組を進めてまいります。

また、現行の「第3次川本町読書推進計画」が、策定から5年目を迎えることから、これまでの成果と課題を検証し、本町のニーズを踏まえた次期計画を策定してまいります。

々

次に、「スポーツ振興」について申し上げます。

スポーツの普及を通じた心身の健康増進に向けて、活動団体とも連携し、ライフステージに応じた運動の機会の提供と環境整備に努めてまいります。

また、本町は、「島根かみあり国スポ・全スポ2030」の軟式野球会場地に選定されていることから、令和6年度に実施される、中央競技団体の視察結果を踏まえて、拠点施設等の整備に着手してまいります。

々

次に、「文化財保護」について申し上げます。

地域発展の基礎をなす伝統文化や、郷土の歴史である文化財に関する理解を深め、後世に守り伝えていくとともに、文化財保護の意識啓発やふるさと意識の高揚に努めてまいります。

々

次に、「悠邑ふるさと会館の管理・運営」について申し上げます。

建設から28年が経過する悠邑ふるさと会館は、定期点検に基づく必要な修繕を施し、安全で快適な環境維持に努めるとともに、利用者の皆様の利便性に配慮した施設運営に努め、利用の拡大を図ります。

また、優れた音響設備をはじめとする会館の特長を活かし、地域の伝統芸能や文化振興を支える拠点施設として、質の高い芸術鑑賞の機会を創出してまいります。

々

次に、「島根中央高校の魅力化支援」について申し上げます。

令和6年度から、より生徒にとって個別最適な学習環境で進路を実現するための、新たなカリキュラムが設定される予定となっております。

また、地域移行に向けた動きも意識しながら、部活動環境への支援を行います。

さらに、これまで進めてきた「しまね留学」をベースとして始められた、高校2年時に1年間留学する「地域みらい留学365」により、令和6年度は、山形県へ1名が留学し、神奈川県から1名の生徒を受け入れる予定となっております。

引き続き、高校との協働による地域創生を推進してまいります。

々

つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

番外  
野坂町長

はじめに、「防災・消防」について申し上げます。

近年、気候変動の影響を受け、江の川の水位上昇が起こるたびに、因原地区で内水氾濫が生じております。

対応するため、昨年度実施した内水に関する調査結果に基づき、内水排除用のポンプを増設いたします。

また、地域防災力の強化を図るため、各地区において、それぞれの地理的特性などを踏まえながら、地域の皆様が主体となる、実践的な訓練を実施するとともに、全町的な防災啓発や、自らの生命は自ら守る意識の向上、互助の意識を醸成してまいります。

さらに、全国消防操法大会が開催される令和6年度は、前哨戦となる県大会への本町消防団の出場が決定していることをはじめとして、激甚化する自然災害などにも対応し得る、地域消防力の強化を図ってまいります。

また、年頭に発生した能登半島地震による、被災地での健康管理業務を支援するため、県によるチームの一員として、保健師を派遣しました。

々  
次に、「公営住宅等の維持管理」について申し上げます。

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、国の交付金を活用して、八幡平団地の個別改善や五反田団地の外壁改善など、長寿命化に資する改修を行ってまいります。

々  
次に、「道路整備」について申し上げます。

町道事業につきましては、町道田原絵堂線の三原地内で道路改良工事を引き続き行い、令和6年度内の供用開始を計画しております。

町道因原日向線につきましては、因原、養護老人ホーム江川荘裏付近から、一般県道日貫川本線を結ぶ約200m間の道路測量設計業務を行う予定です。

また、通学路安全対策事業につきましては、町道新町日の出線日の出地内の法面修繕工事を行う予定です。

修繕事業につきましては、長寿命化修繕計画により、幹線道路の舗装修繕、橋梁の点検及び修繕測量設計、修繕工事1橋を行う予定です。

防災・減災事業につきましては、町道柿木原線の落石対策工事を行う予定です。

次に、県道事業についてですが、主要地方道川本波多線、川本工区の道路改良事業につきましては、ボーリング調査、道路詳細設計、用地調査が行われる予定となっております。

主要地方道温泉津川本線、川下工区の道路改良事業につきましては、切土工事が行われ、国道261号因原工区の道路改良事業につきましては、道路嵩上げに伴う橋梁補強工事が行われる予定となっております。

番外  
野坂町長

次に、「急傾斜・災害防除・地すべり対策」について申し上げます。

急傾斜対策につきましては、県において、川本1地区の法枠修繕工事が行われる予定となっております。

災害防除対策につきましては、県において、国道261号、川下工区の法面・落石対策工事が引き続き行われる予定となっております。

また、一般県道別府川本線、因原工区では、擁壁修繕工事が行われる予定となっております。

県営地すべり対策事業につきましては、川本第3期地区の上組北工区で、水路工事が行われる予定となっております。

々

次に、「地方公営企業法の財務会計適用」について申し上げます。

水道事業や下水道事業などの公営企業は、住民生活に必要なサービスを安定的に提供していく役割を担っており、料金等で経費をまかなう独立採算制が前提となりますが、人口減少や施設の老朽化に伴って経営環境が厳しさを増す中、これまで以上に経営基盤の強化、財務マネジメントの向上が求められております。

こうした状況を踏まえ、本町においては、令和6年4月より、簡易水道事業・農業集落排水処理事業について、地方公営企業法の財務会計を適用し、経営状況の明確化や損益の確定を適正に行い、経営の効率化、安定した事業運営が図られるよう取り組んでまいります。

々

次に、「簡易水道」について申し上げます。

治水対策事業に伴う瀬尻・久料谷地区、谷地区の水道管仮設工事、因原地区・三原地区の水道管布設替工事を行います。

々

次に、「生活排水処理対策」について申し上げます。

農業集落排水整備地区を除く町内全域を対象として、国の補助額に町がさらに上乗せする合併浄化槽設置補助を継続して行います。

々

次に、「環境衛生」について申し上げます。

邑智郡総合事務組合による、「新可燃ごみ共同処理施設」の供用開始以降、可燃ごみと資源ごみの分別意識も高まっており、引き続き、ごみ分別の徹底やリサイクルの推進に努めてまいります。

々

つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「財政基盤の確立」について申し上げます。

本町が、将来にわたり持続的かつ安定的に行政運営をしていくためには、

番外  
野坂町長

財政基盤の強化が不可欠です。

令和4年度の決算において、健全化判断比率とされる将来負担比率及び実質公債費比率は、県内自治体の中でも優良な数値となっていますが、近年の大規模事業に伴う地方債借入に伴い公債費が増額するため、今後は数値が上昇する見込みです。

また、令和6年度は、定住促進住宅整備事業をはじめとした普通建設事業費の大幅な増額等により、基金を大きく取り崩す予算編成としております。今年度から本格化した治水対策事業等により、今後しばらくの間は、大きな費用負担が見込まれることから、可能な限り有利な起債等により財源を調達し、常に長期的な財政状況を見通し、安定的な財政運営を目指してまいります。限られた財源の中で、「第6次総合計画」に掲げた、重点プロジェクトをはじめとする事業を着実に実施しながら、治水対策のような長期にわたる基盤整備を進めていくために、不断のスクラップ・アンド・ビルドと税源涵養に資する取組に注力するなど、今後も気を緩めることなく、さらなる財政健全化を進めてまいります。

々 次、「公共施設の維持管理」について申し上げます。

公共施設等総合管理計画に基づいた、建物施設の総床面積の縮減に向けた取組と、緊急性や重要度等を勘案した修繕などを実施してまいります。

また、施設毎の管理計画の策定・管理のもと、電気料削減など経費の縮減を図ってまいります。

々 次、「町税等の賦課・収納事務」について申し上げます。

デジタル化社会に対応し、コンビニ納付やキャッシュレス決済による納付を推進するとともに、研修等により職員の徴収事務をスキルアップし、県と連携した職員の相互併任制度を活用するなど、収入未済額を縮減してまいります。

令和6年6月を目途に、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分個人住民税の定額減税が開始されます。

また、減税しきれないと見込まれる所得水準の方には、調整給付も併せて実施される予定であり、今後、国から示される通知等に基づき、適切に事務を進めてまいります。

々 次、「選挙事務」について申し上げます。

町民の皆様にも最も身近な選挙である川本町議会議員一般選挙が4月21日に予定されており、法令等を遵守し、適正で円滑な選挙事務を執行してまいります。

番外

野坂町長

次に、「窓口業務」について申し上げます。

おもてなし事業については、令和6年1月末現在の届け出は、転入87件、婚姻5件、出生6件となっており、行政サービスの根幹である明るい挨拶を徹底し、丁寧でわかりやすい説明を心がけながら対応してまいります。窓口業務におけるDX推進として、手続等のペーパーレス化や、電子決済アプリ・Jコインペイによる手数料のキャッシュレス化に取り組んでおり、令和6年度においては、しまね電子申請を活用した住民票等のオンライン発行手続きも可能となるよう、DXによる窓口サービスを拡充してまいります。

々

次に、「広聴・広報」について申し上げます。

今年度、「デジタル化推進計画」に沿って、導入した町公式LINEの登録者数の増加や、ホームページのリニューアルなどを行い、多様化するニーズに対応できる情報発信に努めてまいります。

また、今年度、3会場で開催したまちづくり意見交換会については、引き続き、時期・方法をより吟味し、多くの皆様の声が届きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

々

以上、令和6年度における町政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

々

議会や町民の皆様から、ご意見を伺いながら、全力をあげて取り組んでまいります。

引き続き、町政運営へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

々

今定例会に提出しました案件は、条例案件11件、予算案件8件、その他案件5件であります。

この後、担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます、施政方針とさせていただきます。

議 長

以上で、「町長施政方針」を終わります。

々

ここで、暫時休憩いたします。午前10時25分より再開いたします。

(午前10時12分)

々

会議を再開いたします。

(午前10時25分)

々

日程第5「議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

議 長 制定について」の件を議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 それでは、「議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。  
3ページをご覧ください。  
新旧対照表を載せておりますが、この度の改正は、等級別基準職務表の4級に、統括主任を追加するものです。提案理由につきましては、その職務の内容及び責任の程度が係長級に相当する者がいる場合に対応するため、新たに職務を創設するものです。  
施行期日は令和6年4月1日から施行します。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
よろしいですか。  
（「はい」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第6「議案第10号、川本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第7「議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を一括議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 それでは、「議案第10号、川本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。  
5ページをご覧ください。  
提案理由につきましては、国において、対象となる国の非常勤職員すべてに「勤勉手当」が支給されており、国の取扱いとの均衡の観点から、会計年度任用職員についても、勤勉手当を支給できることとする、地方自治法の一部改正が行われております。この改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、本町においても、新たに勤勉手当を導入し、支給にあたっては、人事評価を実施し、その結果を適切に反映してまいります。  
次に、改正内容につきまして「(1) 会計年度任用職員への勤勉手当の支給」としまして、①支給要件は、期末手当の場合と同様とし、任期の定めが6月以上、勤務時間が週平均15時間30分以上とします。②支給月数は、一般の職員と同

番外瀬上総務財政課長 様とし、期末手当は1年あたり2.45月、勤勉手当は2.05月。  
 なお、令和6年6月より支給開始となります。  
 施行期日は、令和6年4月1日から施行します。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

々 続きまして、「議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。  
 3ページをご覧ください。  
 提案理由につきましては、先ほど「議案第10号」で説明いたしましたが、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給可能となったことに伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に、会計年度任用職員を含めるものです。  
 施行期日は、令和6年4月1日から施行します。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。  
 質疑はありませんか。はい、6番石川議員。

6番石川議員 会計年度任用職員、この評価ですけれども、これは正職員と同じ評価の元にやるのか、それとも会計年度任用職員専用の評価基準があるのか、教えてください。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 現在、人事評価につきましては、職員につきましては、能力評価であったり業績評価といったところで評価をしております。会計年度任用職員については、それと同水準ではございませんが、それに準ずる形で行いたいというふうに思っております。

議 長 5番木村議員。

5番木村議員 今、能力評価等の関係でされてですね、以前も聞いたことあるんですけど、評価によってこの月数等の関係の変更があるということでしょうか。ですから評価は評価として全員一律ということでしょうか。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総 この支給については、国の方の法律でもありまして、評価に応じてその支

務財政課長 給の月数にパーセンテージをかけるといったところに反映されることになっております。

議 長 5 番木村議員。

5 番 木村議員 すみません、ちょっと理解があれですけど、評価その今の人事評価というのは中味は分からないんですけど、人事評価で A B C D というのはあって、その A ランクについては何%、C ランクというのは何%というような評価基準になっているのでございましょうか。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 概ね今議員が仰ったように評価によって S ですよとか、いろんな評価があるんですけども、その中でそのパーセンテージをつけて支給するというものになっておりますので、それに基づいてするということになります。  
（「分かりました」の声あり）

議 長 他ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第 8 「議案第 1 2 号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第 9 「議案第 1 3 号、川本町まちごと魅力化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を一括議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤まちづくり推進課長。 「議案第 1 2 号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、「議案第 1 3 号、川本町まちごと魅力化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、提案理由が同様であることから一括で説明をさせていただきます。  
「議案第 1 2 号」の資料 4 ページをご覧ください。  
提案の理由は、食材費、エネルギー価格の高騰及び島根県が管理運営する江風寮の使用料の増額に対応するものです。  
改正前が 4 0, 7 0 0 円、改正後が 4 4, 0 0 0 円、3, 3 0 0 円の増額となります。入所費用も同額でございます。

々 次に「議案第 1 3 号」の資料 4 ページをご覧ください。

番外伊藤まちづくり推進課長	<p>まちごと魅力化センターのものでございます。</p> <p>改正前が46,200円、改正後が49,500円、3,300円の増額となります。寮費の改定は、令和4年3月以来となり、江風寮においても同様の増額を予定されております。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第10「議案第14号、川本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。</p>
々	<p>執行部から、提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。</p>
番外高砂健康福祉課長	<p>「議案番号第14号、川本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。</p> <p>4ページの議案説明資料をご覧ください。</p> <p>改正理由は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検見直しをすることとされ、その見直し方針が示され運営基準等、所要の改正が行われたことによるものです。</p> <p>改正内容は、施設の重要事項の書面掲示を義務付けていますが、これを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととしたものです。また、施設において、職員・設備及び会計に関する諸記録や子育て支援の提供等の記録を整備し、保管しなければならないこととなっています。その記録媒体について、「磁気ディスク及びシー・ディー・ロム、その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術の中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改めたものです。</p> <p>施行日は、令和6年4月1日としております。説明は以上となります。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。</p>

議 長 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第 1 1 「議案第 1 5 号、川本町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 それでは、「議案第 1 5 号、川本町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。  
 6 ページをご覧ください。  
 提案理由につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、条項号の番号ずれが生じたため、例規中の引用箇所を改正するものです。施行期日は、公布の日から施行いたします。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより、質疑を行います。質疑はありますか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第 1 2 「議案第 1 6 号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第 1 3 「議案第 1 7 号、川本町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を一括議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町民生活課長 「議案第 1 6 号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」及び、「議案第 1 7 号、川本町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、提案理由が同様であり改正箇所も同一であることから一括で説明させていただきます。  
 なお、提案理由につきましては「議案第 1 6 号」の資料で説明いたします。  
 では、5 ページの資料にて、ご説明いたします。  
 まず、改正の理由ですが、町営住宅の入居者の資格を定める川本町営住宅設置管理条例第 6 条中において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、以下「配偶者暴力防止等法」と言いますが、この一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 1 9 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることにより、追加となる同法の条項を本条例に引用させる必要があるた

番外櫻本町  
民生活課長

め、また、あわせて「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者等についても条例に明記するため、本条例の一部改正を行うものです。

次に、改正の概要ですが、1つ目が第6条第2項(3)イの改正でございます。本条例第6条第2項(3)では、入居者資格の一つとして、配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する、被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者について定めております。このうちイの項目について、配偶者暴力防止等法の一部改正により、裁判所による保護命令として、改正前の法第10条第1項は、改正法による改正後の「接近禁止命令」・「退居等命令」を指すことになるため、「退居等命令」の根拠である法第10条の2の引用を加えるものです。

これについては、次の配偶者暴力防止等法第10条第1項の改正点の①に記載しておりますが、法改正により第10条2が新設され、改正前では「接近禁止命令」「退居等命令」について規定していたものが、改正後では「接近禁止命令」を第10条第1項に規定し、「退居等命令」について第10条2に規定しています。参考としまして、その他の法第10条第1項の改正点につきましても、次の②から⑤までに記載しておりますので、お読み取りください。

次に、2つ目としまして第6条第2項(3)ウの新設です。「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者等について条例文に明記するもので、内容としましては、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者の他、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機と関連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において、「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に取り扱うこととするものです。

最後に、施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。  
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
3番圓山議員。

3番  
圓山議員

私も知識が無いので、ちょっと噛み砕いて教えていただきたいんですけども、暴力を受けた人が直ちに逃げる所がなくて、住宅に直ちに入らせていただけるというふうな解釈ですか。それともどういう解釈でこれがなったのかが、ちょっと噛み砕いて分かりやすく説明していただければと思います。

議 長	番外櫻本町民生活課長。
番外櫻本町 民生活課長	ここの条例のところで規定している中で、所謂その配偶者の相手方から暴力等を受けた方については、その措置等がされてから5年を超えない方については公営住宅に入居する資格としてありますというものです。ここで規定しているのはですね、所謂その相手方がそういったストーカー行為をしているものですとか、相手方が退去命令が出されて退居された方、そういった措置がされてから5年を経過されてない方については入居資格の一つとしてありますので、ということです。今回、法律が改正されたことによって少しその切り分けができた事によって、今回の条例もその法律に倣って条項をちよっと分けているという恰好になっていますので、はい。そういった事でございます。
議 長	はい、3番圓山議員。
3番 圓山議員	まだ分かりません。もうちよっと分かりやすく、ぶっちゃけたような事を言っていたきたいんですけども。ちよっと理解ができません。頭が堅いからかも知れませんが、早い話どんな、すみませんけれども。
議 長	番外櫻本町民生活課長。
番外櫻本町 民生活課長	失礼します。圓山議員さんの、それでは新旧対照表をちよっと見ていただければと思うんですけども、はい。ここの改正後のところでございますけれども、所謂、先ほど申し上げた事とちよっと同じになるんですけども、この第6条2の(3)のイというところがですね、先ほど申し上げたように相手方がそういったストーカー行為とか退居命令が出されたもので、裁判所が接近をしてはいけないとかいう、所謂、保護命令措置が裁判所が下された。それから5年を経過していない方について、入居資格として認めている。そこの分がもともとそういう条例で組み込んでました。それが今回、大本になる法律のところが少し「接近禁止命令」という措置のところと、「退去命令」、住んでいる所から出ていってくださいというところの分が、今まで1つの法律の中で盛り込まれていたのが、今回、2つの条項に分けられたことによって、その影響でこの条例も改正が必要になったという事でございます。
議 長	はい、3番圓山議員。
3番 圓山議員	説明は分かったんですけども、最初の私の理解がちよっとどうなのか、「退去命令」をしとる、そのDV被害から逃げ込んだ人の事を考えていたので、その反対なんですね。要は加害者がそういう住宅に入っていて、それで

3番 圓山議員 「退去命令」が今まで為されていたのが、法律がちょっと分かれて細かく、より細かくなったというような解釈ですね。はい、分かりました。じゃないんです？はい、すみません。

議 長 番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町民生活課長 住宅に入られる方、受ける方については、被害を受けられた方です。  
 (「受けられた方ですか」の声)  
 受けられた方が入ってくるものとして、その要件です。その退去命令というのが、その前に住んで居られた住宅なりで、暴力を振るわれる方については、裁判所が退去命令を下して、被害者の方については、そのお住まいから例えばうちの町営住宅に引っ越してこられる時には、そういった要件ですので町営住宅としても受け入れができますということです、あくまでも被害者側の方の入居要件になります。

議 長 3回。(「分かりました」の声)  
 他ありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第14「議案第18号、川本町給水条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第15「議案第19号、水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の一括議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第18号、川本町給水条例の一部を改正する条例の制定について」及び、「議案第19号、水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、提案理由が同様であることから、一括でご説明いたします。  
 はじめに、「議案第18号」をご覧ください。  
 提案理由は、水道法による権限を厚生労働省（議案：厚生労働大臣）から国土交通省（議案：国土交通大臣）及び環境省（議案：環境大臣）に移管されるため、一部改正するものであります。  
 次のページをご覧ください。  
 第6条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

々 次に、「議案第19号」の2ページをご覧ください。  
 第4条第4号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め

番外伊藤地域整備課長 るものでございます。  
附則として、条例の施行日を令和6年4月1日としております。  
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第16「議案第20号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第9号）」の件を議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 それでは、「議案第20号、令和5年度川本町一般会計補正予算（第9号）」について、説明いたします。  
今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ78,552千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,988,644千円とするものです。  
今回の補正の主なものは、事業費確定など決算見込みによる不用額調整などによるものとなります。補正の内容につきましては、21ページご覧ください。  
まず、歳出から説明します。2款、総務費の退職手当組合特別負担金は、年度末に早期退職する職員に係る負担金です。地域おこし協力隊及び集落支援員につきましては、それぞれ採用が見込めないため減額するものです。  
次に、小さな拠点づくり推進交付金の減は、実績によるものです。これに伴い、県支出金において、小さな拠点づくり補助金を補正しております。  
次に、生活バス路線確保対策補助金の増額は、石見交通の大田―川本線について、石見交通が直接補助を受ける県2分の1の補助金に該当しておりましたが、補助要件の見直しに伴い対象外となりました。一方、自治体が補助を受ける、県3分の1補助の生活交通確保対策補助金には該当することになったため、この度補正するものです。これに伴い、歳入の県支出金において、生活交通確保対策交付金を補正しております。なお、本事業につきましては、歳入歳出差引で967千円の負担増となっておりますが、特別交付税で措置されるものを考慮しますと、実質188千円の負担となっております。  
次に、県知事県議会議員選挙費、及び町長選挙費の減につきましては、実績によるものです。  
次に、3款、民生費の福祉医療費現物給付費の増は、医療費が当初見込みを上回る額で推移しているためによる補正です。これに伴い、県支出金において福祉医療助成事業補助金を補正しております。

番外瀬上総  
務財政課長

次に、障害児施設給付費の減は、放課後等デイサービスの利用児童数減によるものです。これに伴い、県支出金において、障害児施設給付費県費負担金を補正しております。保育所運営費の増は、保育所公定価格の引き上げ、及び入所児童数の増加によるものです。これに伴い国庫支出金、及び県支出金において、子どものための教育・保育給付費交付金を補正しております。

次に、4款、衛生費の健康診断委託料など4件の減につきましては、これまでの実績を考慮し減額するものです。

次に、6款、農林水産業費の地域おこし協力隊につきましては、採用が見込めないため減額するものです。

次に、大邑農道橋梁点検業務委託は、今年度での国庫補助金の割当が見込めないことから、全額減額するものです。なお、本事業は来年度予算で対応する予定としております。これに伴い、県支出金において、農村整備事業補助金を補正しております。農地耕作条件改善事業の減につきましては、今年度分事業費が固まったことに伴うものです。なお、減額された県補助は来年度で受け入れ実施予定としております。これに伴い、県支出金において、農地耕作条件改善事業補助金を補正しております。農業水路等長寿命化・防災減災事業の減は、事業費確定に伴うものです。これに伴い、県支出金において、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金を補正しております。

次に、7款、商工費の地域おこし協力隊は、採用が見込めないため減額するものです。

次に、8款、土木費の道路維持費、除雪作業委託の増は、除雪1回分は全路線、それと凍結防止剤散布の追加による増です。道路維持費、町道維持管理委託の増につきましては、落石撤去など緊急性が高い維持業務の実施によるものです。道路災害対策事業は、国の社会資本整備総合交付金の割当減に伴い事業費が縮小され、今年度分事業費が固まったことに伴うものです。なお、減額された県補助金は、来年度予算で受け入れ実施予定としております。このことに伴い、国庫支出金において、社会資本整備総合交付金、及び町債において、防災・減災事業債を減額しております。治水対策事業は、土地購入費や物件補償などの確定に伴い、減額するものです。これに伴い、町債において、河川災害防止事業債を補正しております。

次に、10款、教育費の小学校指導者用教科書・指導書の増は、令和6年度改訂に伴い、使用する教科書及び指導書が、昨年11月中旬に決定したため、この度、購入費を補正するものです。

次に、11款、災害復旧費は、それぞれの事業費見込確定に伴う減です。これに伴い、県支出金において、現年農地災害復旧事業補助金、及び現年農業用施設災害復旧事業補助金、及び町債において、農地災害復旧事業債、農業用施設災害復旧事業債を補正しております。

ひとつ戻って、20ページをご覧ください。

歳入についてでございます。先ほど歳出の説明に併せて、連動する歳入の補正を説明いたしましたので、その他について説明いたします。

番外瀬上総務財政課長	<p>10款、地方交付税は、国税の増収に伴い交付税の原資が見込みよりも上振れたことにより、普通交付税の追加交付を計上しております。</p> <p>18款、繰入金は、この度の補正の財源超過を、ここで調整しております。</p> <p>次に、22ページをご覧ください。</p> <p>「第2表 明許繰越費」及び、「第3表 債務負担行為補正」については記載のとおりでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>「第4表 地方債の補正」につきましては、この度の補正による本年度の地方債の限度額は、586,500千円と見込んでおります。</p> <p>次に、基金の状況につきましては、この度の補正による年度末の基金残高は、2,311,400千円と見込んでおります。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより、質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>5番木村議員。</p>
5番木村議員	<p>21ページの、地域おこしの皆さんがなかなか採用見込みでなかったということを今、伺いました。その要因と今後の次年度に向けての対策等の関係があれば教えてください。</p>
議 長	<p>番外伊藤まちづくり推進課長。</p>
番外伊藤まちづくり推進課長	<p>まず、これまでもお話をしてきましたが、全国的にですね地域おこし協力隊を活用する市町が非常に増えてきたというところでございます。その中で本町の募集に特徴的なものが無かったというのが要因だと思っております。農業研修制度につきましても、今日も新聞に出ておりましたが浜田市が有機農業でこの制度を使って受け入れをしていくという、やっぱり農業においてもやっぱりそういった特長、それからしっかりとしたプログラムが作られていないと、なかなか全国の市町と比較をされた時にうちを選んでいただけなかったということが要因かと思っております。来年度に向けましては、ひとつ女子野球これも地域おこし協力隊制度を使ってということで、そういった特長あるものを打ち出していくということ。またそこから繋がってですね、しっかりとプロモーションをしていくという事が大切かと思っております。島根県ですと海士町あたり、議員視察でも私も同行させていただきましたけれども、島留学といった、もうしっかりと町としてのブランド力、プロモーションを作られておりますので、うちの方もですね来年特長ある取り組みをしながらですね、他の協力隊の募集にも波及できるように他の協力隊も含めて情報発信を町のイメージというところで、しっかりと伝えていながら発</p>

番外伊藤まちづくり推進課長 信じていきたい。また、受皿としましてはですね、川本体験プログラムといった、これは非常に丁寧な県内でも視察が来るような対応をしておりますので、かわもと暮らしを中心に、これにつきましては継続をしていきたいと考えております。以上です。

議 長 5番木村議員。

5番木村議員 はい、結論から言ったらよろしくお願ひしたいということで、お隣でも大人留学でなくて山留学とかですね、いろんなメニューをされてですね、地域おこしの協力隊によってですね、町の活性化を図られておりますので、6年度に向けてですねしっかりP D C Aをお願いいたします。

議 長 他ありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第17「議案第21号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)」及び、日程第18「議案第22号、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」の件を一括議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第21号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)」について、ご説明いたします。  
 今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ14,268千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,742千円とするものでございます。  
 予算説明資料の12ページをご覧ください。  
 今回の補正は、消費税の中間申告、工事請負費の確定、基金条例廃止に伴う取崩しを行うものでございます。  
 まず、歳出として、1款水道費、公課費2,042千円の増額、工事請負費13,907千円の減額。これは国道261号道路嵩上げに伴う水道管布設工事の減額です。3款基金積立金、2,403千円の減額です。  
 前のページをご覧ください。  
 歳入として、7款分担金及び負担金、移転補償工事負担金19,300千円の減額。13款繰入金7,632千円の増額。16款町債2,600千円の減額を計上するものでございます。  
 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

番外伊藤地域整備課長

「議案第22号、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ15,500千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,340千円とするものでございます。

予算説明資料の10ページをご覧ください。

今回の補正は、処理場中継ポンプ、管路等施設の機能保全計画策定を図るための調査を行うため、また公営企業会計移行に伴う予備費への計上を行うものでございます。

まず歳出として、1款下水道事業費、委託料5,500千円を増額、繰越し明許費として、機能診断構想策定業務の5,568千円としております。予備費10,000千円を増額。

歳入として、3款県支出金、農村整備事業費補助金5,500千円を増額。5款、繰入金10,000千円を増額を計上するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、日程第19「議案第23号、令和6年度川本町一般会計予算」の件を議題とします。

々

執行部から、提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長

それでは、「議案第23号、令和6年度川本町一般会計予算」について説明いたします。

令和6年度一般会計の当初予算につきましては、第6次総合計画による人口減少対策として取り組むべき事業や、デジタル化推進計画に基づく事業、治水対策や内水対策事業など重点的に盛り込み、一般会計当初予算額は5,003,135千円となり、前年度と比較すると313,327千円、6.7%の増額となっております。

予算説明資料26ページをご覧ください。

当初予算内訳表として、歳入歳出の予算の前年度比較を載せております。予算額、増減の主なものについて説明いたします。

まず、歳入の増減の大きなものにつきまして、10款地方交付税のうち、普通交付税は国指示率等を参考に試算しております。特別交付税については、

番外瀬上総  
務財政課長

地域おこし協力隊及び集落支援員の増員等を見込んでおります。14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、歳出に連動し財源を計上しているところです。18款繰入金は、歳入財源不足を補うため財政調整基金、減債基金及び公共施設等総合管理基金の繰入れを予定しております。21款町債につきましては、邑智病院建設改良事業負担金は約74,000千円の減額となっておりますが、治水事業及び内水対策関連、及び定住促進住宅整備事業、また江津邑智消防組合負担金などが影響しております。

次に、歳出の増減の大きなものにつきましてですが、2款総務費につきましては、邑智郡総合事務組合負担金として、自治体情報システムの標準化に関するもの、住まいづくり応援事業、女子野球でつながる挑戦人口創出事業、庁内ネットワーク機器の強靱化サーバー更新事業などが増加しております。

3款民生費につきましては、邑智郡総合事務組合負担金として、介護保険事業に係る自治体情報システム標準化に係るもの。保育所運営費が、入所児童数が増加しておるというところも影響しております。4款衛生費につきましては、公立邑智病院負担金の建設改良費分が減額しております。6款農林水産業費は、農地耕作条件改善事業が減額しております。7款商工費については、かわもと音戯館管理費が移管により、このことにより増額しております。

8款土木費につきましては、定住住宅整備事業として、因原地区に4棟建築する予定としております。また、町道因原日向線改良事業として、江川荘から定住住宅整備予定地への新道整備に着手いたします。瀬尻・久料谷地区治水対策事業は、土地購入や物件補償が落ちつき93,000千円減額しておりますが、谷地区治水事業は、土地購入や物件補償が本格化し、こちらのほうが増額を予定しております。9款消防費につきましては、江津邑智消防組合での防災情報ネットワークシステム整備事業及び因原地内内水排除施設拡張事業で増額しております。教育費につきましては、学校給食費無償化事業及びマイクロバス購入を予定しております。12款公債費につきましては、令和3年度の辺地債及び令和3年度の町単独災害復旧事業債、こちらの元金償還が始まり、このことにより増額しております。

次に、29ページをご覧ください。

地方債の内訳でございますが、一覧にありますように、各事業の財源として借入れを予定し、過疎ソフト、臨時財政対策債を含めた総額で680,994千円を計上しております。

下の表、基金につきましては、総額で509,097千円の取崩しを見込んでおまして、令和6年度末の基金残高見込みは1,811,781千円の見込みです。

なお、詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会においてご説明申し上げます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議 長           これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々               次に、日程第20「議案第24号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」及び、日程第21「議案第25号、令和6年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」の件を一括議題とします。
- 々               執行部から、提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。
- 番外高砂健康福祉課長   「議案番号第24号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について、ご説明します。  
                  第1条、歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ402,868千円とし、前年度と比較し、92,630千円の減となっています。  
                  第2条、一時借入金 の最高限度額は100,000千円と定めます。  
                  第3条、歳出予算の流用については、下記のとおりとしております。  
                  21ページの資料をごらんください。  
                  歳出ですが、1款総務費は、総務管理費と徴税費で、人件費の変更により6,975千円の減。2款保険給付費は、医療費が下がったことにより、療養給付費が68,088千円、高額療養費が15,000千円の減となっております。  
                  一方、歳入は、8款県支出金、県補助金は、歳出の保険給付費が下がることにより、普通交付金が減額となるため83,094千円の減。13款繰入金の基金繰入金が609千円、一般会計繰入金が8,619千円の減となっております。  
                  詳細につきましては、設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。  
                  説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。
- 々               続きまして、「議案番号第25号、令和6年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明します。  
                  歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ145,978千円(正:146,128千円)とし、前年度と比較し5,292千円の増となっております。  
                  12ページの資料をご覧ください。  
                  歳入は、1款後期高齢者医療保険料は、保険料率の見直しがあり特別徴収、普通徴収合わせて5,851千円の増。  
                  歳出は、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、見直しに伴い5,150千円の増となっております。  
                  詳細につきましては、設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。  
                  説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

番外高砂健康福祉課長 大変すいません。ちょっと読み間違いをしておりました。後期高齢者医療の歳入歳出の予算総額は、それぞれ146,128千円でございます。先ほど説明の数字が間違っておりました。大変すいません。失礼します。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第22「議案第26号、令和6年度川本町簡易水道事業会計予算」及び、日程第23「議案第27号、令和6年度川本町農業集落排水処理事業会計予算」の件を一括議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第26号、令和6年度川本町簡易水道事業会計予算」について、ご説明いたします。  
簡易水道事業は、令和6年4月1日より、地方公営企業法を適用した事業となり、これに沿った予算形式となっております。  
第2条では、業務予定量を定めております。第3条では、収益的収入及び支出について定めており、当該年度の経営活動に伴い、発生が予定される全ての収益と、それに対応する全ての費を計上しております。  
第1款、水道事業収益168,379千円、第1款、水道事業費用168,677千円としております。  
第4条では、資本的収入及び支出について定めており、施設整備にかかる費用と、これに要する資金としての企業債収入、また、企業債元利償還金などを計上しております。第1款、資本的収入106,956千円。第1款、資本的支出136,937千円としており、収入額が支出額に対して不足する29,981千円は、令和5年度からの引継金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。  
次のページをご覧ください。  
第4条の2、特例的収入及び支出について定めており、法適用前に発生しました債権債務の法適用の年度として整理するもので、未収金2,602千円、未払金26,361千円としております。  
第5条では、企業債について定めております。  
第6条では、一時借入金の限度額を定めております。  
第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めており、営業費

番外伊藤地  
域整備課長

用及び営業外費用の間の流用としております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費について定めており、職員給与費としております。

第9条では、他会計からの補助金について定めております。

以上、詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々

続きまして、「議案第27号、令和6年度川本町農業集落排水処理事業会計予算」について、ご説明いたします。

集落排水事業も、令和6年4月1日より地方公営企業法を適用した事業となります。

第2条では、業務予定量を定めております。

第3条では、収益的収入及び支出について定めており、第1款、農業集落排水事業収益及び、第1款、農業集落排水事業費用とも46,119千円としております。

第4条では、資本的収入及び支出について定めており、第1款、資本的収入22,560千円。第1款、資本的支出37,723千円としており、収入額が支出額に対して不足する15,163千円は、令和5年度からの引継金、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第4条の2、特例的収入及び支出について定めており、法適用前に発生しました債権債務の法適用の年度として整理するもので、未収金243千円、未払金9,973千円としております。

第5条では、一時借入金の限度額を定めております。

次のページをご覧ください。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めており、営業費用及び営業外費用の間の流用としております。

第7条では、他会計からの補助金について定めております。

以上、詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、日程第24「議案第28号、広島県広島市と島根県川本町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」の件を議題とします。

議 長 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤まちづくり推進課長 「議案第28号、広島県広島市と島根県川本町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について」説明いたします。

本協議につきましては、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会議決を求めるものです。

資料9ページをご覧ください。

広島広域都市圏は、広島市を中枢都市とし島根県1市2町を含む28市町により構成され、国の「まち・ひと・しごと総合戦略」における連携中枢都市圏制度に基づく一体的な交流連携による圏域の発展を目的としています。

連携施策としては、経済成長の牽引、都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上などで、想定される事業としては、資料の2. 連携事業案として記載しております。本連携の中で取り組む事業については、特別交付税で措置されます。

今回の説明資料ですが、予算委員会・決算委員会、昨年の予算委員会・決算委員会等で説明させていただいた内容と大きな変更はございません。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第25「議案第29号、川本町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」及び、日程第26「議案第30号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の件を一括議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤まちづくり推進課長 「議案第29号、川本町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」説明いたします。

本計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会議決を求めるものです。

資料2ページの太字、「町道舗装長寿命化事業」が、今回追加する事業です。

3ページをご覧ください。

事業費は94,500千円です。事業年度は5年度から7年度となります。

本計画は、過疎対策事業債を活用する際に必要な計画となっており、過疎対策事業債の活用予定事業の追加が、今回の変更理由となります。

番外伊藤ま  
ちづくり推  
進課長

続いて、「議案第30号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」ですが、本計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

資料4ページをご覧ください。

笹畑・湯谷・三俣地域の辺地計画では、穀類乾燥調製施設整備事業の確定に伴い、事業費の変更を行います。

事業費、下段アンダーラインが変更後の額で、事業費は1,925千円、辺地対策事業債予定額が1,900千円となります。

次に、下段となります。

田原・絵堂地域の辺地計画では、町道田原絵堂線改良事業の事業費と整備完了年度を変更します。

上段が変更前、下段が変更後となります。変更後の事業費は215,049千円、財源内訳として、特定財源126,140千円、辺地対策事業債予定額が84,000千円となります。整備完了年度は、令和6年度に変更します。本計画は、辺地対策事業債を活用する際に必要な計画となっており、辺地対策事業債の活用予定事業の事業費などの変更が、今回の変更理由となります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。5番木村議員。

5番  
木村議員

はい、「議案29号」についてお尋ねします。町道舗装長寿命化事業計画というふうに説明を受けましたが、具体的なスケジュール等の関係については、いつごろ、どのように表示されるのでしょうか。

議 長

番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地  
域整備課長

舗装長寿命化計画でございますけども、これは以前にですね舗装の路盤の性状調査というのをやっております。それに基づいた修繕計画としておりますので、昨今で言えば令和4年度、5年度ですかね、町道三島三谷線をやっておりますが、その続きを今回また令和6年度でやるというふうな予定としております。以上です。

(「はい」の声あり)

議 長

他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議 長 次に、日程第 2 7 「議案第 3 1 号、工事請負変更契約の締結について《令和 4 年度社会資本整備総合交付金事業 町道田原絵堂線道路改良工事》」の件を議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第 3 1 号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明いたします。  
本議案は、令和 4 年度社会資本整備総合交付金事業、町道田原絵堂線道路改良工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、請負契約額の変更でございます。現契約額は 7 5, 3 5 0, 0 0 0 円、変更後の額は 9 0, 2 9 3, 5 0 0 円、差引 1 4, 9 4 3, 5 0 0 円の増額です。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字川下 6 8 6 番地。大鵬建設有限公司 代表取締役 じょうのう ひろゆき 城納 浩行氏でございます。

次のページをご覧ください。

主な変更内容につきましては、湧水処理を追加で施工したことにより変更が生じたことによるものでございます。

説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第 2 8 「議案第 3 2 号、教育委員会委員の任命について」の件を議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外野坂町長 それでは、「議案第 3 2 号」について、ご説明いたします。  
「教育委員会委員の任命について」。下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、島根県邑智郡川本町大字川本 3 2 9 番地 6。氏名、本山 もとやま あやこ 文子氏。  
生年月日、昭和 5 1 年 1 1 月 3 日生まれの方です。

詳細につきましては、次のページをご覧ください。

以上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより、討論を行います。討論はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより、採決に入ります。  
 この採決は、挙手により行います。

々 「議案第32号」に同意することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第32号」は、「同意」することに決定しました。

々 次に、日程第29「報告第1号、専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）」の件を議題とします。

々 執行部から、報告事項の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤まちづくり推進課長 「報告第1号、専決処分事項の報告について」、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。  
 資料2ページをご覧ください。  
 専決処分の事項は、損害賠償の額の決定及び和解をする事で、相手方は江津市敬川町2371-1、有限会社藤田起業です。  
 事故の概要ですが、令和5年11月9日午前10時30分頃、長原地区内において、有限会社藤田起業の職員が運転するトラックが民家、電柱に衝突し、本町の光通信ケーブルが損傷し、事故により、新設された電柱への光通信ケーブルの移設と、民家への引き込みケーブルの修繕工事が発生したものです。  
 損害賠償の額は、236,500円でございます。  
 和解の要旨といたしまして、相手方の過失を10割とし、修繕に係った全額を相手方負担とすることを確認したものです。  
 3ページ目には、事故の概要とともに、事故現場の見取図を記載しております。  
 以上で、報告を終わります。

議 長 以上で、報告事項の説明を終わります。

々 「報告第1号」について、質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。  
 はい、すみません6番石川議員。

6番 ちなみに原因は、何なのかちょっと教えてください。  
 石川議員 番外伊藤まちづくり推進課長。  
 議 長

番外伊藤ま すみません、運転者の方の何らかの運転ミスという事だと聞いております  
 ちづくり推 が、そのミスの原因までは、申し訳ございません、今、把握しておりません。  
 進課長  
 議 長 よろしいですか。  
 (「はい、いいです」の声あり)

々 他ありませんね。  
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第30「予算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」  
 の件を議題といたします。

々 お諮りいたします。  
 「議案第23号」から「議案第27号」に関しましては、お手元の「予算  
 特別委員会設置要綱(案)」により、予算特別委員会を設置し、これに令和  
 6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算に関する審査並びに調査  
 を付託のうえ、調査が終了するまで、議会閉会中も継続して調査することが  
 できることにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)  
 異議なしと認めます。

々 よって、本件につきましては「予算特別委員会」を設置し、これに付託し  
 て調査することに決定しました。

々 ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、川  
 本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思  
 いますが、これにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」の声あり)  
 異議なしと認めます。

- 議 長 よって、そのように決定しました。
- 々 次に、委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会におきましては、あらかじめ審議していただいておりますので、その結果を報告します。  
委員長に、1番香取議員、副委員長に、5番木村議員。
- 々 以上のとおり、正副委員長に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。
- 々 よって、正副委員長は、そのように選任されました。
- 々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了しました。  
これをもって、本会議を閉じます。
- (午前11時46分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員